

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 6月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	格納容器冷却系海水ポンプ（A）出口圧力計のガラスにひびが認められたため、当該部を交換	D	
2	1号機	タービン建屋1階スイッチギア（配電盤）室換気空調系移送排風機（A）の駆動用ベルト（3本全て）がブリーより外れていることが認められたため、当該ベルトを取付	D	
3	2号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置制御用空気圧縮機アンローディング電磁弁よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置制御用空気圧縮機出口ドレンセパレータレベル計下部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	4号機	取水設備バー回転式スクリーン（A、B、C）及びトラベリングスクリーン（A、B、C）点検において、キャリングチェーンローラブッシュに摩耗が認められたため、当該部を修理	C	7月8日再審議にて グレード変更 D → C
6	4号機	主復水器細管洗浄装置（F）ボール循環ポンプ入口弁駆動部点検において、電動機の絶縁抵抗低下が認められたため、当該部を修理	D	
7	4号機	純水移送ポンプ出口配管ヘッダ2次ベント弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	原子炉建屋5階原子炉内配置検査準備作業において、原子炉内の模擬燃料上に塗膜片らしきもの（約1cm×約2cm）が発見されたため、対応検討	D	
9	4号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）調整器点検において、制御盤内電磁開閉器のコイルより発煙し、火災警報の発生が認められたため、対応検討	C	
10	5号機	ストームドレン放水口放出用配管点検（塗装）において、隣接している油ドレン放水口放出用配管先端部が脱落していることが認められたため、対応検討	C	
11	5号機	原子炉建屋地階南東炉心スプレイ系ポンプ（B）室内壁面の残留熱除去海水系B系配管貫通部より地下水のリーク（1滴/秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	5号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）軸受（カップリング側）より油リーク（連続滴下）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	5号機	タービン建屋1階給水加熱器室床ドレンファンネル（2箇所）廻りに水が溜まった跡が認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	
14	6号機	原子炉建屋天井クレーン月次点検において、ガータ上部電線管カバー及び回転部カバーの取付ボルトの外れ等が認められたため、当該部を修理	D	
15	6号機	原子炉格納容器圧力抑制プール圧力指示計（26-94）に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	D	
16	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）焼却炉内監視用覗き窓（炉内側）に汚れが認められたため、当該覗き窓を点検・清掃	D	
17	その他	共用プール設備給水（飲料水）受入水槽の圧力計に腐食が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで